

平成27年11月30日
関東信越厚生局

柔道整復施術療養費の受領委任の取扱いの中止について

柔道整復師の施術に係る療養費について、関東信越厚生局及び神奈川県との共同による監査を実施した結果、下記のとおり柔道整復施術療養費（以下、「療養費」という。）の受領委任の取扱いの中止としましたのでお知らせします。

記

1 受領委任の取扱いの中止となる柔道整復師

施術管理者氏名	田中 奈津子（たなか なつこ）
施術所名	田中整骨院
施術所所在地	横浜市鶴見区鶴見中央4-1-2
開設者	田中 奈津子（たなか なつこ）

2 受領委任の取扱いの中止年月日

平成27年12月1日

（当該柔道整復師は、以後原則5年間は療養費の受領委任の取扱いができない。）

3 「受領委任の取扱いの中止」措置に至った経緯

当該整骨院に係る療養費の請求について、不正請求が行われているとの情報提供があり、平成27年7月24日、同年8月21日及び9月16日に当該柔道整復師に対し関東信越厚生局と神奈川県が共同で監査を実施したところ、実際には行っていない施術を行ったとして療養費を不正に請求する架空請求等を確認した。このため、平成27年12月1日付けで療養費の受領委任の取扱いの中止とすることとした。

4 「受領委任の取扱いの中止」措置に至った事由

（1）監査において判明した不正請求の主な事例

- ① 実際には行っていない施術を行ったものとして施術録に不実記載し、療養費を不正に請求していた。（架空請求）

② 実際に行った施術に行っていない施術を付け増して施術録に不実記載し、療養費を不正に請求していた。(付増請求)

(2) 監査時に判明した不正請求額

平成25年4月から平成26年6月施術分まで

合計28人分 金額 1,440,142円

※ なお、監査で判明した以外分についても不正請求があったものについては、5年前まで遡り、保険者等へ返還させることとしている。